

(別紙) ブラジル向け輸出水産食品の取扱要領 (平成21年6月22日食安発第062205号別紙) 新旧対照表

新	旧
<p>(作成日) 平成21年6月22日 (最終改正日) 平成28年6月3日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の規定に従い厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長</u>により認定された機関をいう。</p> <p>3. 施設の登録に係る手続き (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 登録施設の承認 施設の登録番号を付与した証明書発行機関は、(2)の審査を行った書類一式を添付し、別紙様式2により厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</u>(以</p>	<p>(作成日) 平成21年6月22日 (最終改正日) 平成26年10月17日</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の規定に従い厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部長</u>により認定された機関をいう。</p> <p>3. 施設の登録に係る手続き (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 登録施設の承認 施設の登録番号を付与した証明書発行機関は、(2)の審査を行った書類一式を添付し、別紙様式2により厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部監視安全課</u>(以下「監視安全課」</p>

下「監視安全課」という。)あて登録承認を申請する。

登録承認申請を受理した監視安全課は、当該施設について、(2)の要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断したときは、ブラジル政府に対し、1998年10月9日付けブラジル農務省令第183号の「衛生検査システム及び外国施設の許可、輸入許可、再検査、輸入動物製品の管理・輸送を規定する指令」の7.1の規定に基づく日本の登録施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた監視安全課は、当該登録施設の名称、登録番号及び輸入品目等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に通知する。

なお、当該公表がなされた時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

(5) (略)

(6) 登録施設の登録事項の変更申請

登録事項の変更を希望する施設登録者は、別紙様式3により証明書発行機関あて申請する。

変更確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、登録事項の変更を行うとともに、別紙様式2により監視安全課あて申請する。

変更承認申請を受理した監視安全課は、当該内容の確認

という。)あて登録承認を申請する。

登録承認申請を受理した監視安全課は、当該施設について、(2)の要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断したときは、ブラジル政府に対し、1998年10月9日付けブラジル農務省令第183号の「衛生検査システム及び外国施設の許可、輸入許可、再検査、輸入動物製品の管理・輸送を規定する指令」の7.1の規定に基づく日本の登録施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた監視安全課は、当該施設を、ブラジル向け輸出水産食品の登録施設として承認するとともに、当該登録施設の名称、登録番号及び輸入品目等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該公表がなされた時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

(5) (略)

(6) 登録施設の登録事項の変更申請

登録事項の変更を希望する施設登録者は、別紙様式3により証明書発行機関あて申請する。

変更確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、登録事項の変更を行うとともに、別紙様式2により監視安全課あて申請する。

変更承認申請を受理した監視安全課は、当該内容の確

を行った結果、問題がないと判断したときは、必要に応じてブラジル政府に当該変更事項を連絡する。また、監視安全課はブラジル政府から変更完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新するとともに、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に通知する。

(7) ~ (9) (略)

4 (略)

## 5. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式9に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

ア. インボイスの写し。

イ. パッキング・リストの写し。

ウ. 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し。

認を行った結果、問題がないと判断したときは、必要に応じてブラジル政府に当該変更事項を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

(7) ~ (9) (略)

4 (略)

## 5. 衛生証明書の発行手続

### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式9に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。

ア. インボイスの写し。

イ. パッキング・リストの写し。

ウ. 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し。

エ. 以下（2）イ.c. に該当する場合は、別紙様式16。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件全てに適合することを審査する。

ア (略)

イ. 別添5の1に掲げるサンプリングの結果、別添5の2に掲げる検査基準を満たしていること。ただし、登録施設が、次のa.からc.のいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

a、b (略)

c. 別添6に示す運用に基づく手続きを実施していること。

ウ、エ (略)

(3) (略)

(4) 官能検査の強化

ブラジルの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をブラジル政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、5(2)イの a.から c.のいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査によって、別添5の2.に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課あて報告し、改善された

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件全てに適合することを審査する。

ア (略)

イ. 別添4の1に掲げるサンプリングの結果、別添4の2に掲げる検査基準を満たしていること。ただし、登録施設が、次のa.からc.のいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

a、b (略)

c. 別添5に示す運用に基づく手続きを実施していること。

ウ、エ (略)

(3) (略)

(4) 官能検査の強化

ブラジルの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をブラジル政府から受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、5(2)イの a.から c.のいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査によって、別添4の2.に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課あて報告し、改善された

と判断された場合にあっては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(5) (略)

6 (略)

別添 1 (略)

別添 2

#### 証明書発行機関に関する規程

##### 1. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下(1)の要件を確認するために必要な(2)の関係書類を添付し、別紙様式12により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて申請する。

(1)、(2) (略)

(3) 申請先

(2)に掲げる書類を下記のあて先に正本を1部提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸出水産食品担当

電話 03-5253-1111 (内線 2490)

と判断された場合にあっては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

(5) (略)

6 (略)

別添 1 (略)

別添 2

#### 証明書発行機関に関する規程

##### 1. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下(1)の要件を確認するために必要な(2)の関係書類を添付し、別紙様式12により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて申請する。

(1)、(2) (略)

(3) 申請先

(2)に掲げる書類を下記のあて先に正本を1部提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係

電話 03-5253-1111 (内線 2490)

03-3595-2337（直通）

F A X 03-3503-7964

## 2. 証明書発行機関の認定

認定申請を受理した厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長は、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせるなどにより、1の（1）に掲げる要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断した時は、当該申請者を証明書発行機関として認定するとともに、別紙様式13の認定書を交付する。

## 3. 証明書発行機関への指導・検査

（1）、（2）（略）

（3）認定の取消し

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長は、証明書発行機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該機関について証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

ア～オ（略）

4. （略）

別添3（略）

03-3595-2337（直通）

F A X 03-3503-7964

## 2. 証明書発行機関の認定

認定申請を受理した厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせるなどにより、1の（1）に掲げる要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断した時は、当該申請者を証明書発行機関として認定するとともに、別紙様式13の認定書を交付する。

## 3. 証明書発行機関への指導・検査

（1）、（2）（略）

（3）認定の取消し

厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、証明書発行機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該機関について証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

ア～オ（略）

4. （略）

別添3（略）

## 別添4 電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

### 1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式17に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

### 2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、1.の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関と予め調整すること。

別添 5 ブラジル向け輸出水産食品の検査手順  
(略)

別添 6 ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用  
(略)

1 (略)

## 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 5 に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 16 に結果を、衛生証明書発行申請書（別紙様式 9）の「2. 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。なお、結果の記録に当たっては、検査実施が確認できれば、別紙様式 16 によらず任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を 3 年間保管すること。

別添 4 ブラジル向け輸出水産食品の検査手順  
(略)

別添 5 ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用  
(略)

1 (略)

## 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 4 に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式 16 に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された別紙様式 16 を、証明書発行機関に提出するとともに、写しを 3 年間保管すること。

また、証明書発行機関は提出された別紙様式 16 を 3 年間保管すること。



### 3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添5に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

1)、2) (略)

### 4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添5にあげる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

なお、本運用に基づく手続きを実施している場合であって、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。

(別紙様式1)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称、所在地及び輸出品目を公表することを了

### 3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について別添4に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

1)、2) (略)

### 4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添4にあげる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

(別紙様式1)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号；最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後

承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

（日本語）

（英語）

（法人番号）

2、3（略）

別紙1

年 月 日

（略）

ブラジル向け輸出水産食品施設宣誓書

下記の施設については、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号）別添3のHACCPに基づく衛生管理が行われ、下記輸出品目を取扱う施設であることを宣誓します。

（略）

別紙2

年 月 日

に施設の名称、所在地及び輸出品目を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称及び所在地（保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。）

（日本語）

（英語）

2、3（略）

別紙1

年 月 日

（略）

ブラジル向け輸出水産食品施設宣誓書

下記の施設については、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号）別添3のHACCPに基づく衛生管理が行われ、下記輸出品目を取扱う施設であることを宣誓します。

（略）

別紙2

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品製造工程確認申請書

下記輸出品目の製造工程について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。

(略)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録(変更又は廃止)承認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、関係書類を添えて登録(変更又は廃止)の承認を申請します。

(略)

(別紙様式3)

(略)

ブラジル向け輸出水産食品製造工程確認申請書

下記輸出品目の製造工程について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。

(略)

(別紙様式2)

年 月 日

厚生労働省 医薬食品局食品安全部監視安全課長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録(変更又は廃止)承認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、関係書類を添えて登録(変更又は廃止)の承認を申請します。

(略)

(別紙様式3)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録事項の変更確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

(略)

(別紙様式4)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設の登録廃止確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

(略)

(別紙様式5)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録事項の変更確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

(略)

(別紙様式4)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品施設の登録廃止確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

(略)

(別紙様式5)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、品質表示ラベルの記載内容の確認について、下記関係書類を各3部ずつ添えて申請します。

(略)

(別紙様式6、7)(略)

(別紙様式8)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容に係る制限事項指示確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、ブラジル政府あて登録申請を行った品質表示ラベルに対するブラジル政府からの回答について、下記の関係書類を添えて申請します。

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、品質表示ラベルの記載内容の確認について、下記関係書類を各3部ずつ添えて申請します。

(略)

(別紙様式6、7)(略)

(別紙様式8)

年 月 日

(略)

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容に係る制限事項指示確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、ブラジル政府あて登録申請を行った品質表示ラベルに対するブラジル政府からの回答について、下記の関係書類を添えて申請します。

(略)

(別紙様式 9)

年 月 日

(略)

衛生証明書発行申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1 (略)

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 \_\_\_\_\_ 官能検査実施日 \_\_\_\_\_

3. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1 記入は日本語、英語併記によること (2を除く。)。

2、3 (略)

(別紙様式 10) (略)

(略)

(別紙様式 9)

年 月 日

(略)

衛生証明書発行申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1 (略)

2. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1 記入は日本語、英語併記によること

2、3 (略)

(別紙様式 10) (略)

(別紙様式 1 1)

年 月 日

(略)

衛生証明書発行申請の取消願

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

(略)

(別紙様式 1 2)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式 1 3)

年 月 日

(別紙様式 1 1)

年 月 日

(略)

衛生証明書発行申請の取消願

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

(略)

(別紙様式 1 2)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式 1 3)

年 月 日

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号）に基づき、  
証明書発行機関として認定します。

（略）

（別紙様式14）

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

（略）

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

（略）

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正平成26年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、  
証明書発行機関として認定します。

（略）

（別紙様式14）

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

（略）

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正平成26年10月17日付け食安発1017第1号）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

（略）



(別紙様式 15)

年 月 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

(略)

(別紙様式 16)

年 月 日

ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

(別紙様式 15)

年 月 日

厚生労働省 医薬食品局食品安全部長 殿

(略)

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成26年10月17日付け食安発1017第1号)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

(略)

(別紙様式 16)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書

ブラジル向け輸出水産食品の輸出に当たり、下記のとおり官能検査を実施し、品質に問題がないことを確認しましたので報告いたします。

記

1. 輸出水産物の品名

2. 登録施設名及び登録番号

3. 輸出予定年月日

4. 品質確認者氏名

5. 官能検査確認内容

(略)

登録施設及び登録番号		輸出水産物の品名	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

官能検査確認内容

(略)

(別紙様式 17)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

## 食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

### 記

#### 1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

Emailアドレス：

#### 2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量